

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書

令和6年7月

根 室 市

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書
目 次

用語の定義	1
第 1 入札説明書の位置づけ	3
第 2 事業の概要	4
1 事業名称	4
2 対象となる公共施設の種類	4
3 公共施設の管理者の名称	4
4 事業の目的	4
5 公共施設の概要	4
6 事業期間等	4
7 事業方式	4
8 業務範囲	5
9 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	6
10 地域への貢献	6
11 法令の遵守	6
第 3 入札参加に関する条件等	7
1 入札参加者の構成等	7
2 入札参加者の構成企業の要件	7
3 構成企業の制限	9
4 参加資格審査	9
5 運営事業者の設立に関する要件	9
6 予定価格	10
第 4 事業者の選定	11
1 落札者の決定	11
2 契約手続等	11
第 5 入札の手続等	15
1 入札の手続	15
2 入札参加に関する留意事項	17
第 6 提出書類	19
1 参加資格審査申請書類	19

2	入札辞退時の提出書類	19
3	入札提出書類	19
第7	提出書類作成要領	22
1	一般的事項	22
2	参加資格審査申請時の提出書類	22
3	入札書	22
4	提案書	22
5	施設計画に係る提案概要	23
6	留意事項	23
第8	その他	26
1	必要事項等の追加	26
2	情報提供	26
別紙1	本事業の事業スキーム（例）	27
別紙2	入札書等の提出用封筒作成要領	28
別紙3	本事業において本市が事業者を支払う対価について	30
別紙4	制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	34
別紙5	モニタリング及び業務委託料の減額等	35

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
DBO 方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設及び運転・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
運營業務	本事業のうち、本施設の運転・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運營業務委託契約	本市と運營業務者で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
運營業務委託契約（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務運營業務委託契約書（案）」をいう。
運營業務者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）をいう。
運営モニタリング	運營業務者が実施する運營業務の実施状況について、本市が定期的に確認を行うことをいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務基本協定書」に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務基本契約書」に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運營業務者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負又は受託する者をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成員	構成企業のうち、落札者の決定後、運營業務者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員及び協力企業の総称をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
事業者	本事業を実施する者として決定した落札者で、建設事業者及び運營業務者をいう。
事業者選定委員会	「根室市新ごみ処理施設整備・運營業務者選定委員会」をいう。
処理対象物	本施設において処理するものをいう。
施工監理	事業者の工事施工内容について、本市が、要求水準書及び実施設計図書と照合して、要求水準書及び実施設計図書どおりに実施されているかを確認することをいう。
設計・建設業務	本事業に係る、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
設計審査	事業者の実実施設計の内容について、本市が、要求水準書等と照合して、要求水準書等どおりに設計されているかを確認することをいう。

代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札提出書類	入札参加者が本事業の応募に対し、本市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
本事業	「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業」をいう。
本市	「根室市」をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される「根室市新ごみ処理施設」をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として決定した入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

第 1 入札説明書の位置付け

「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、根室市（以下「本市」という。）の「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集・選定にあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が熟知し、かつ遵守すべき一般的な事項を明らかにするものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書によるものとする。

また、以下の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）は、入札説明書と一体のものである。

- 別添資料 1：要求水準書
- 別添資料 2：落札者決定基準
- 別添資料 3：様式集
- 別添資料 4：基本協定書（案）
- 別添資料 5：基本契約書（案）
- 別添資料 6：建設工事請負契約書（案）
- 別添資料 7：運營業務委託契約書（案）

第2 事業の概要

1 事業名称

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設の管理者の名称

根室市長 石垣 雅敏

4 事業の目的

本事業は、本市及び浜中町から排出される可燃ごみを将来にわたり安全で安定した適正処理を行うため、民間事業者の技術力及び運営能力等を活用することにより、一般廃棄物処理施設であるごみ焼却処理施設（以下「本施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運転・維持管理を行うことを目的とする。

5 公共施設の概要

(1) 事業予定地

所在地	北海道根室市幌茂尻 70 番地 1
敷地面積	約 1.2ha

(2) 施設の概要

ごみ処理方式	焼却処理 ストーカ式（全連続式）
処理能力	44t/日（22t/日×2 炉）
余熱利用	温水
処理対象物	燃やせるごみ、肉骨粉、産業廃棄物

※詳細は、要求水準書を参照すること。

6 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までの約 23 年間

設計・建設期間：事業契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日までの約 3 年 6 ヶ月間

運営期間：令和 10 年 10 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日までの 19 年 6 ヶ月間

7 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は、本施設を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的として設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として本施設の設計・建設業務及び運転・維持管理業務（以下「運営業務」という。）に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

8 業務範囲

(1) 事業者が行う主な業務

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。また、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や本市が実施する行政手続等の業務に対して協力する。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・建設業務

(ア) 事前調査

施設整備を行う上で必要となる調査、関係機関との協議等を行う。

(イ) 設計・建設

本施設の設計、建設工事業務（許認可申請、施設の試運転、引渡性能試験等を含む）を行う。

イ 運營業務

(ア) 運転管理業務

処理対象物、最終処分物等を搬入・搬出する車両の受付、計量、記録等を行う。

一般持込車両に対してルートと処理対象物の荷下ろし場所について案内・指示を行う。

許可業者及び一般持込車両等から本市が定めるごみ処理手数料を徴収する。関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理する。

本施設より発生する焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準等を満たすように適正に処理する。

また焼却灰、飛灰処理物を最終処分場へ運搬する。

(イ) 維持管理業務

本施設の基本性能を運営期間中維持するために必要な点検・整備、補修、更新等を行う。

(ウ) 環境管理業務

運営時の環境保全、環境測定、作業環境の保全を行う。

(エ) 防災管理業務

災害、機器の故障、停電等の緊急時における適切な対応等を行う。

(オ) 情報管理業務

本施設に関する各種マニュアル、図面及び運転記録等を運営期間にわたり適切に管理する。

(カ) その他業務

周辺住民等の近隣対応や見学者対応、清掃、除雪、植栽管理等を行う。

(2) 本市が行う主な業務

本市が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の確保

本事業を実施するための用地を確保する。

イ 設計監理及び工事監理

本施設の設計・建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置して設計についての承諾を行うとともに、工事監理を行う。

ウ 周辺住民への対応

本施設の事業期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

エ 本事業に必要な行政手続き

本事業を実施する上で必要な手続きを行う。

オ 運営モニタリング

運営事業者の業務の実施状況について運営モニタリングを行う。

カ 処理対象物の搬入

処理対象物を本施設に搬入する。

キ 焼却灰及び飛灰処理物の埋立処分

焼却灰及び飛灰処理物を本市の最終処分場において埋立処分する。

(3) 事業者の収入（本市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

イ 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。詳細は別紙3に示す。

9 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6年7月26日(金)	入札公告
令和6年7月26日(金)	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案))の公表
令和6年7月26日(金) ～8月9日(金)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
令和6年8月30日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
令和6年9月6日(金)	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和6年9月20日(金)	資格審査結果の通知
令和6年9月24日(火) ～9月27日(金)	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和6年9月30日(月) ～10月4日(金)	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
令和6年10月18日(金)	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和6年11月29日(金)	入札提出書類(入札書及び提案書)の受付
令和6年12月頃	提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和7年1月頃	落札者の決定及び公表
令和7年1月頃	基本協定締結
令和7年1月頃	事業契約仮契約締結
令和7年3月頃	事業契約成立

10 地域への貢献

人材雇用や資材調達については、地元雇用や地元調達等へ配慮すること。

11 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとし、構成員のみとすることも可能である。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、参加表明時に企業名を公表しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」及び「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 構成員又は協力企業のうち、少なくとも1者は本市内に本社又は本店、支店がある企業が含まれるものとする。
- (5) 入札参加者は、「本章2(2)本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行う。
- (6) 建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、共同企業体を構成するすべての企業の出資比率が均等割の10分の6以上であるものとする。
- (7) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (9) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (10) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者の構成企業は、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はア～オの要件をすべて満たすこと。また、その他の者はイ、エ、オの要件を満たすこと。なお、本施設の建築物の設計・建設を行う者には、本市内に本社又は本店、支店がある企業が1者以上含まれるものとする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
 - エ 令和 5・6 年度根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、建設一式工事の工事種目に登録されている者であること。
 - オ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 700 点以上であること。
- (2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件
- 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。
- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」につき特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
 - ウ 令和 5・6 年度根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、清掃施設工事の工事種目に登録されている者であること。
 - エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 900 点以上であること。
 - オ 平成 26 年 4 月 1 日以降において、ストーカ式ごみ焼却施設のプラント設備に係る設計・建設業務を元請で受注した実績を 1 件以上有すること。
- (3) 本施設の運営を行う者の要件
- 本施設の運営を行う者は構成員又は協力企業とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者はア～エの要件を全て満たすとともに、本業務を行う者のうち 1 者はオの要件を満たすこと。
- ア 令和 5・6 年度根室市競争入札参加資格（物品の購入等）を有し、機械設備保守業務の業務種目に登録されている者であること。
 - イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処されたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
 - ウ 平成 26 年 4 月 1 日以降において、ストーカ式ごみ焼却施設の運転管理を元請受注し、1 年以上の運転実績を有する者
 - エ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
 - オ 令和 5・6 年度根室市競争入札参加資格（物品の購入等）を有し、その他委託業務の業務種目に登録されている者であること。

3 構成企業の制限

次の各項のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 本市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (3) 根室市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当する者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (7) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- (9) 国税又は地方税を滞納している者。
- (10) 本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社ドーコン
- ・村松法律事務所

- (11) 本事業に係る根室市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員、委員が属する法人及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。なお、各証明書類は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたものとする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、本市と協議の上、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、本市は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本店所在地は根室市内に置くこと。なお、

運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に置くことを認めるものとする。

- (2) 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- (3) 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資割合は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (4) 全ての構成員は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 予定価格

本事業の予定価格等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格 19,709,800,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、予定価格の内訳額は、次のとおりである。

- ア 予定価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額
8,809,900,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- イ 予定価格を構成する運営業務に係る対価の内訳額
10,899,900,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(2) 留意事項

- ア 予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- イ 入札価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）に消費税及び地方消費税額を加えた価格が予定価格（消費税及び地方消費税額を含む。）を超える場合、本市は、入札参加者を失格とする。また、入札価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）に消費税及び地方消費税額を加えた価格が予定価格（消費税及び地方消費税額を含む。）以内であっても、入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価が前号アに示す内訳額を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。同様に、入札価格を構成する運営業務に係る対価が前号イに示す内訳額を超える場合も失格とする。

第4 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運転・維持管理の提案内容、本市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書及び要求水準書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の選定方法により落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される事業者選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 落札者の決定

本市は、事業者選定委員会による最優秀提案者の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

落札者と本市は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結する。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、仮契約締結までに、「第3 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

本市は、事業者との「基本契約」、建設事業者との「建設工事請負契約」、運営事業者との「運営業務委託契約」について、それぞれの仮契約を締結する。

それぞれの仮契約は、市議会において、建設工事請負契約の議決を得て、議決書送付日から7日以内で本市が指定する日に本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は、落札者と事業契約について仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、本入札に関して、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、事業契約について仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (ア) 落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (イ) 落札者が独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (ウ) 落札者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (エ) 落札者以外の者又は落札者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において落札者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (オ) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が落札者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下同じ。）における落札者に対する命令とし、これらの命令が落札者以外の者又は落札者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、落札者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間（以下「実行期間」という。）を除く。）に入札又は根室市契約規則（昭和39年根室市規則第31号）第28条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、本契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (カ) 落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、事業契約について仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (ア) 役員等（落札者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、落札者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））であると認められるとき。
- (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 落札者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、本市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は、事業者選定委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として契約と同時に納付するものとする。ただし、共同企業体を組成する場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

イ 運營業務における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を19.5で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運營業務委託契約書（案）を参照のこと。

第5 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

令和6年7月26日(金)に入札公告し、同日から入札説明書等を本市のホームページにおいて公表する。ただし、参考資料(要求水準書添付資料)はホームページに掲載しない。

参考資料(要求水準書添付資料)は、本市にて入札参加希望者へ配付する。

当該資料は希望者に郵送にて配布するため、事務局へ電話連絡の上、メールにて送付先を連絡すること。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、E-mailにより事務局に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel (windows版)とすること。

本市は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mailにより、本市の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：令和6年7月26日(金)から令和6年8月9日(金)17時まで

(イ) 第2回：令和6年9月30日(月)から令和6年10月4日(金)17時まで

なお、第2回の質問については、「第5 1(5)参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程に本市のホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。また、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

ア 第1回：令和6年8月30日(金)

イ 第2回：令和6年10月18日(金)

(4) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第6 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。

ウ 提出先

「第5 1(11)事務局」を参照

エ 受付期間

令和6年9月6日(金)までの9時から17時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和6年9月20日（金）付（予定）で郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対して、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求められることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

ア 提出方法

持参又は郵送によるものとし、持参による提出時間は、9時から17時までとする。

イ 提出先

「第5 1 (11)事務局」を参照

ウ 受付期間

令和6年9月27日（金）までの9時から17時までとする。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

郵送の場合は、上記の受付期間必着とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式第9号）を提出すること。

(8) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、「第6 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

ア 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

イ 提出先

「第5 1 (11)事務局」を参照

ウ 受付期間

令和6年11月29日（金）までの9時から17時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(9) 提案書に関するヒアリング

事業者選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 開催日時

令和6年12月頃（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき60分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分）を想定する。

(10) 開札

入札書の開札は、次のとおり行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

令和6年12月頃（予定）

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。

また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を当日持参することとする。

ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者、その代理人又はウの立会職員及び入札事務に関係のある本市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(11) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事務局	: 根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課
所在地	: 〒087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地
TEL	: 0153-23-6111 (代表)
E-mail	: sim_hseibi@city.nemuro.hokkaido.jp
ホームページ	: https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/index.html

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、不公正入札等により競争性を確保し得ない等、本市が必要と認めた場合は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ア 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- イ 入札書に記名、押印のない入札
- ウ 同一事項に対し2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書の内容が確認できない入札
- オ 代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ その他根室市契約規則（昭和39年根室市規則第31号）に定める入札及び入札参加の条件に違反した入札

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市は、これを無償で使用するものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(7) 本市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(9) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提出書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては本市のホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第3号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) (様式第4号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第5号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第6号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第7号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第8号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、入札辞退届 (様式第9号) を1部提出すること。

3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各1部
入札書		1部
提案書	提案図書	設計・建設業務及び運營業務に関する提案書
		事業計画に関する提案書
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-Rで2部

- (1) 入札提出書類提出届等
 - ア 入札提出書類提出届 (様式第10号)
 - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第11号)
- (2) 入札書
 - ア 入札書 (様式第12号)
- (3) 設計・建設業務及び運營業務に関する提案書 (様式第13号)
- (4) 事業計画に関する提案書 (様式第14号)

(5) 施設計画図書

ア 施設概要

イ 設計基本数値

a 施設計画基本数値

(a) 物質収支

(b) 熱収支

(c) 用役収支（電力、給排水、燃料、薬品、油脂類）（日使用量、年間使用量を示すこと。）

b 主要施設（機器）設計計算書

(a) ごみピット容量

(b) ごみクレーンバケット容量及び稼働率

(c) ごみ投入ホッパ容量

(d) 処理能力曲線及び算出根拠

(e) 火格子燃焼率

(f) 燃焼室熱負荷

(g) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度

(h) 排ガス処理装置の薬品使用量及び貯留量

(i) 送風機関係の能力

(j) 主要ポンプの能力

(k) その他主要機器の容量及び能力計算

(l) 負荷設備一覧表（非常用電源負荷を明らかにすること。）

c 要求水準に対する設計仕様書

ウ 図面

(ア) 全体配置図

(イ) 動線計画図

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）

(オ) 主要機器組立図

(カ) フローシート

(a) ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰

(b) 有害ガス除去

(c) 余熱利用

(d) 給水

(e) 排水処理

(f) 燃料

(g) 圧縮空気

(h) その他必要なもの

(キ) 焼却炉築炉構造図

(ク) 電気設備主回路単線系統図

(ケ) 建築一般図（各階平面図、立面図及び断面図）

(コ) 建築仕上げ表

(サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

- (シ) 鳥観図
- エ 工事関係
- (ア) 全体工事工程
- オ 施設計画に係る提案概要

(6) 添付資料 (様式第 15 号)

その他要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運営業務を含む。）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(7) 提案図書概要版 (様式第 16 号)

第7 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法に定めるものところによるものとする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、参加資格審査申請書（様式第5号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第12号）は、封筒（別紙2参照。）に入れ、密封して提出すること。なお、様式第12号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（別紙2参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙3 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。
また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

(3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

(4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設及び運營業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各11部提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

(2) 施設計画図書は、「第6 3(5)施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各11部提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。ただし、「c 要求水準に対する設計仕様書」は分冊とすることも可とする。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。

(3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各11部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、

様式第 15 号（添付資料の表紙）には、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。

(4) 提案のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。

(6) 「第 7 6 (3) 資金調達」に示す金融機関等を除き、関心表明書は提出しないこと。

(7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(8) 本市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、提案図書、施設計画図書（施設概要、設計基本数値）、施設計画図書（図面、工事工程）、添付資料、提案図書概要版ごとに様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。また、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版、xlsx 形式）も提出すること。

なお、本市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと（以下の資料についても同様とする。）とし、PDF ファイルにおいては、しおり機能を使い目次を作成すること。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

(1) 施設計画に係る提案概要は、A3 版・横・横書き・1 枚（片面印刷）とし、綴じずに 11 部提出すること。本市に提出する電子データは、PDF 形式とする。

(2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。

(3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。

- ・ パース図
- ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 施設計画の特徴

(4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、本市が応分の責任を分担する。

本市と事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

- ア 事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。
- イ 本市は、災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。
なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、本市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。
- ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際して必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第 1 回又は第 2 回）において、本市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本市の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(5) 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定

電力に係る契約については、買電に係る契約を運営事業者が電力会社と締結する。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、北海道電力株式会社との契約とし、令和 6 年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。なお、制度変更等に伴う電力料金等の取扱いについては、「別紙 4 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

(6) 運營業務の再委託

運営事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(7) 雇用等への配慮

- ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。
- イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- ウ 下請人等を選定する際は、本市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中からの選定に配慮すること。
- エ 資機材等の調達、納品等においても、積極的に本市内に本店を有する企業の活用に配慮すること。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善

策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (ウ) (ア) 及び (イ) により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (イ) (ア) により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(9) 本市による本事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（別紙5参照）。

第8 その他

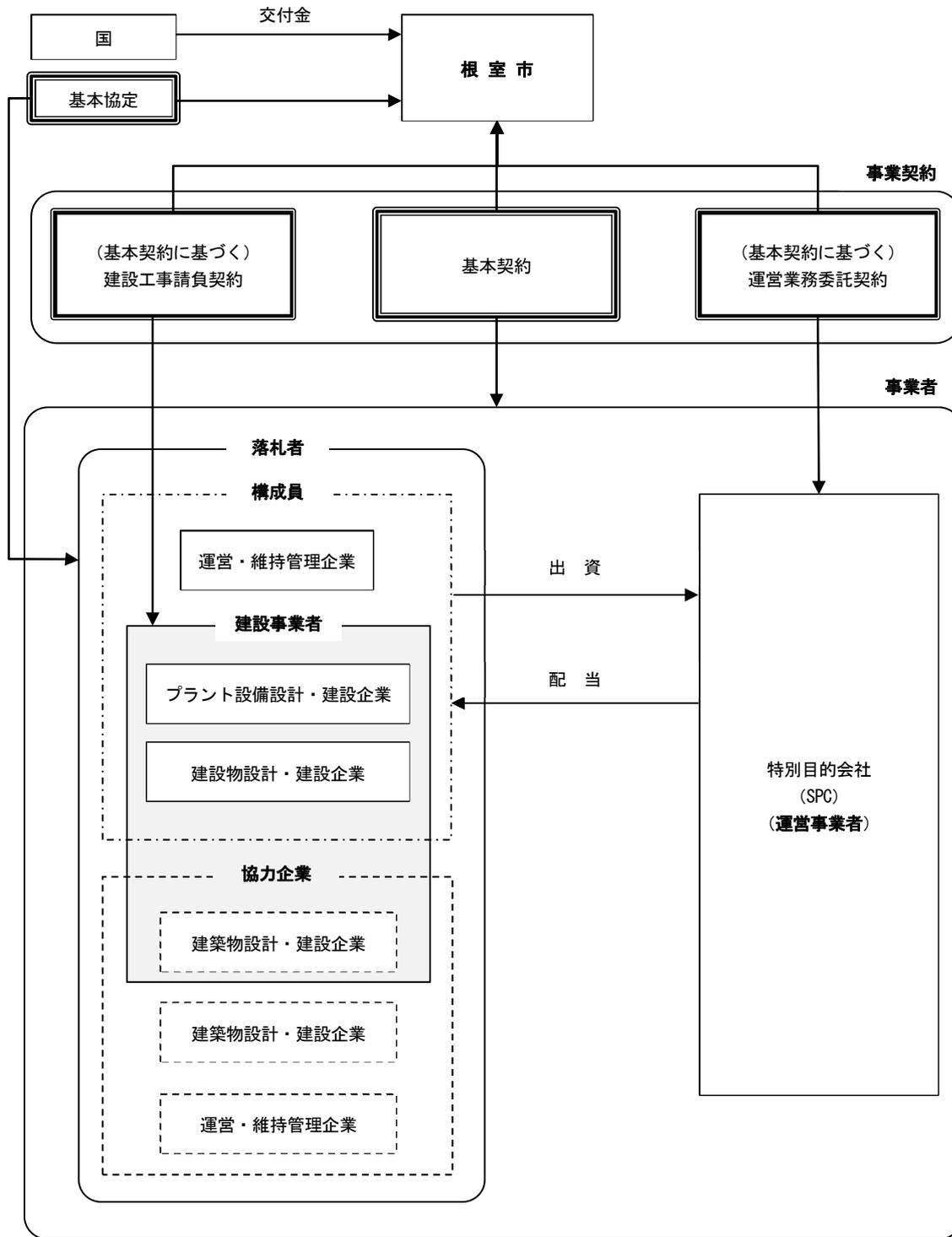
1 必要事項等の追加

入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本市のホームページにおいて公表するため、適宜、本市のホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

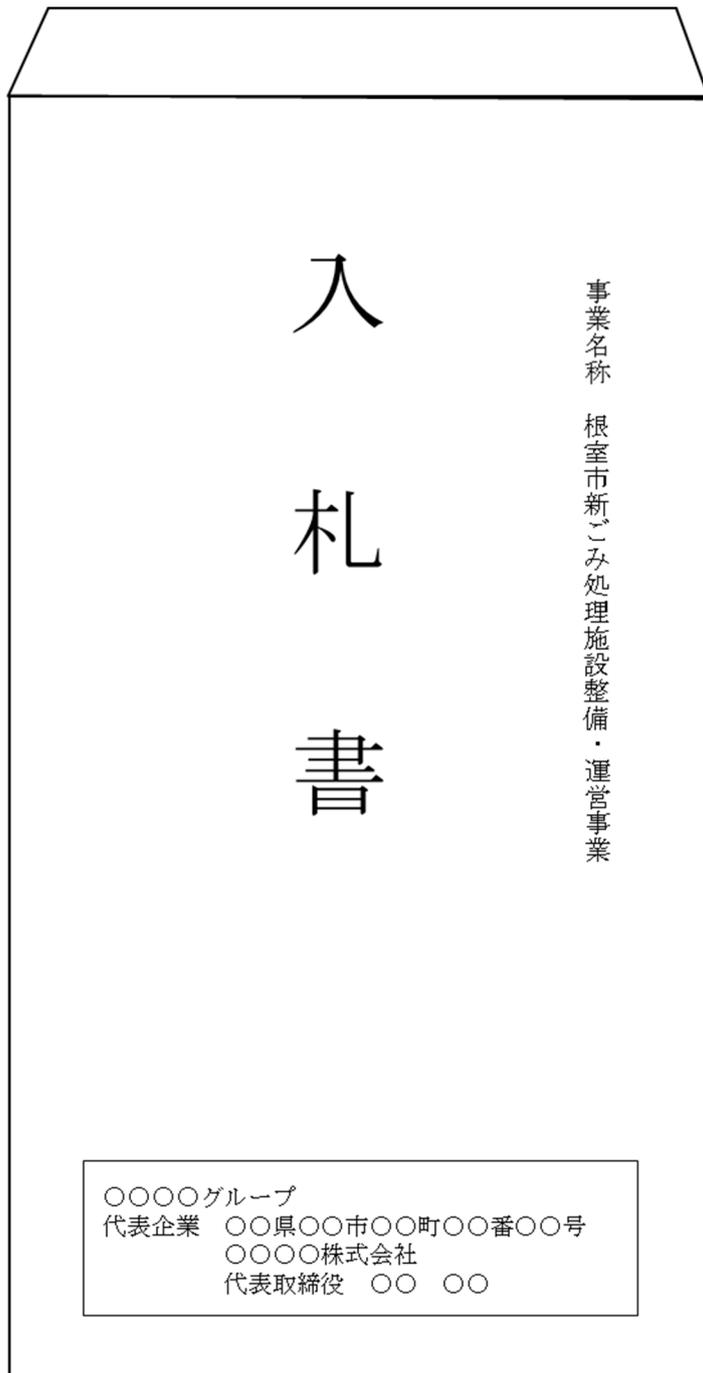
情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書の提出用封筒について



その他

- 事業名は、参加資格審査通知書の事業名と一致するように記入すること。
- 封筒中には、様式第 12 号を入れ、封印して提出すること（様式第 12 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 については、入札書の提出と同時に、入札書と別の封筒に封印して提出すること。）。

2 様式第 12 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の提出用封筒について

事業名称 根室市新ごみ処理施設整備・運営事業

様式第 12 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3

〇〇〇〇グループ
代表企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

その他

- ・ 事業名は、参加資格審査通知書の事業名と一致するように記入すること。
- ・ 封筒中には、様式第 12 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を入れ、封印して提出すること。

別紙3 本事業において本市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	①運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■ 設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■ 本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法※ ¹
運営業務委託料A	・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより運営事業者が提案できる。）	■ 各年度の支払金額A 要求水準書に示す各年度の処理対象物量（計画値）×提案単価（円/t）とする。
運営業務委託料B	・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く。） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■ 各年度の支払金額B [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額]÷19.5年
運営業務委託料C	・補修費用	■ 各年度の支払金額C 各年度の運営業務委託料の合計額から各年度の運営業務委託料A及び運営業務委託料Bを差し引いた額とする。 なお、各年度の運営業務委託料の合計額が運営期間中において全ての年度が同額となるよう、各年度の運営業務委託料Cにより調整するものとする。

※ 各支払期の業務委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

- ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合
各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

(2) 運営業務に係る対価

ア 支払回数

業務委託料A：234回（19年6ヶ月間×年12回）

業務委託料B：234回（19年6ヶ月間×年12回）

業務委託料C：234回（19年6ヶ月間×年12回）

※ 業務委託料は、令和10年度からの支払となる。

イ 本市は、本施設の引渡し後、運営業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い、直前の1か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに本市に提出する。本市は、請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営業務委託料を支払う。

ウ 業務委託料Aの1回あたりの支払額は、〔各年度の支払金額A÷12回/年〕×提案単価（円/t）とする。なお、当該年度の処理対象物量（計画値）に変動がある場合は、次の式により年度単位の支払額の精算を行うものとする。

〔当該年度の処理対象物量（実績値）×提案単価（円/t）〕

エ 業務委託料Bの1回あたりの支払額は、〔各年度の支払金額B÷12回/年〕とする。

オ 業務委託料Cの1回あたりの支払額は、〔各年度の支払金額C÷12回/年〕とする。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、建設事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。なお、当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負契約書第35条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営業務に係る対価

運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

(7) 業務委託料

区分	改定の対象となる費用	指標
運營業務委託料A	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより運営事業者が提案できる。）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運營業務委託料B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
	・維持管理費（補修費用を除く。） ・その他費用（SPC 経費等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・電力等の基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
運營業務委託料C	・補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

運營業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±2.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0251以上の増減があった場合で、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、7月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、8月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務の対価を確定する。改定された運營業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和9年7月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、令和9年8月末までに見直しを行い、令和10年度の運營業務の対価を確定する（比較対象は、令和6年7月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする。）。改定された運營業務の対価は、令和10年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

ウ その他例外的な見直しについて

「ア 算定式」による見直し方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙4 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、本市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等など事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

表 電気料金の変更要因毎の基本的な対応の考え方（買電に係る契約）

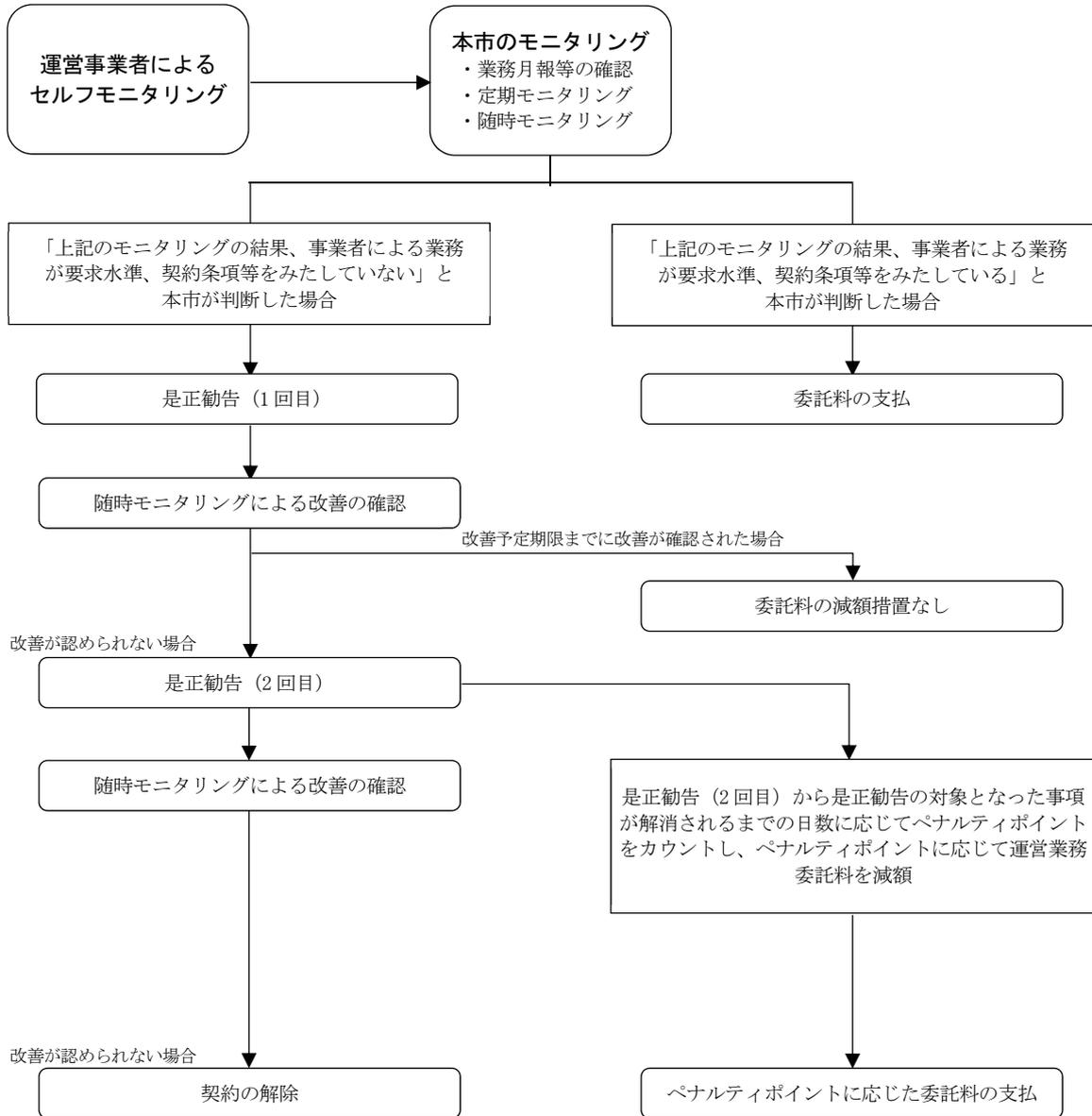
No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方
1	制度の変更	変更によって生じる費用の増減は本市の負担とする。
2	契約先の変更	変更によって生じる費用の減少は、本市と運営事業者で、その効果を折半する。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
3	物価変動に伴う変更	別紙3に基づいて対応する。
4	上記1から3以外の変更	本市及び運営事業者の協議により決定する。

以上

別紙5 モニタリング及び業務委託料の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、本市と運營業業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運營業業者は、運營業務委託契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本市は、運營業業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月 1 回、現場調査を行い、運營業業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、本市は、随時必要に応じて本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運營業業者による業務が要求水準書、提案書及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生している場合又は、初発でも重大であると認めた場合、本市は、運營業業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運營業業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準書、提案書及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業業者は、本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運營業業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止、停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本市は、運營業業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 契約の解除等

本市は、上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、運営業務委託契約を解除することができる。

(4) 運営業務に係る対価の減額等の措置

運営業務の実施状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「業務委託料B」とする。

なお、補修業務については、運営事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じて当該年度の補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる業務委託料は、「業務委託料C」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対しては、1つの是正勧告を、複数の事象に対しては複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

本市は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の運営業務委託料B部分のうち、ペナルティポイントがカウントされた日数分の運営業務委託料Bにつき、それぞれの基準に応じた減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

エ 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの委託料の減額例を示す。

■ 5月分の委託料（運營業務委託料B）

事象 A については、4 月からの累積ペナルティポイントが 12 あり、5 月についても当該事象が改善され、是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、5 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 24 となる。

また、5 月には、新たに事象 B について本市から再度（2 回目）の是正勧告が寄せられ、当該事象が改善され、是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、5 月末日における事象 B の累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、5 月の累積ペナルティポイントは、事象 A 及び事象 B によるものを合計した 36（「(4)ウ 減額の決定」より減額率 50%）となる。また、減額対象期間は、18 日間であることから、5 月分の委託料（運營業務委託料 B）は以下のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{減額後の 5 月分の運營業務委託料 B} \\ & = \text{減額前の 5 月分の運營業務委託料 B} \times \left[(1-0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right] \end{aligned}$$

3 運營業務に係る対価の返還

運營業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運營業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運營業務に係る対価を本市が運営事業者を支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。